

## イスラエル在留邦人が渡航可能な国及び渡航(日本への一時帰国を含む。)に当たっての留意点

(2020年10月20日現在)

在イスラエル日本国大使館

イスラエル政府は、世界各国・地域を罹患率の低い「グリーン国」と罹患率の高い「レッド国」に分け、「グリーン国」からイスラエルへ入国する者の隔離を免除する政策をとっています。国の色分けは随時見直されており、10月15日、日本は「グリーン国」に指定されました。

イスラエルにお住まいの邦人の皆様の中には、近隣の第三国への旅行や、日本への一時帰国に関心をお持ちの方もいらっしゃるかと思います。ご参考までに、2020年10月20日現在、当館にて把握している手続・留意点等を下記のとおりご案内いたします。目的国、イスラエル側の双方において、出入国規制の内容は新型コロナウイルスの感染状況に応じて日々変わり得ます。したがって、イスラエルから日本を含む他国への渡航を検討しておられる方は、下記記載の手続・留意事項に留意するとともに、以下の関連リンク、当館を含むこれらの国にあるイスラエル大使館・総領事館ホームページ等で最新のフライト運航状況、規制状況、公共交通機関やホテルの営業等の状況を確認した上で、渡航日程・フライト等を計画されることをお勧めします。特に、イスラエル保健省は、イスラエルからの渡航又はイスラエルへの渡航全般に関する情報をまとめていますので、必ずよく目を通して下さい (<https://www.gov.il/en/departments/air-travel-covid19-israel>)。

また、配偶者やお子様がお子様が日本以外の国籍である場合には、渡航に係る手続・留意事項、さらには渡航の可否自体が渡航先国によって異なる可能性があります(特に日本への渡航に関しては、日本以外の国籍を保持する方は、渡航の十分事前に当館領事部に査証を申請していただく必要があります。)

### 記

#### 1 イスラエルからの出国

(1)8月16日以降、一部の「グリーン国」への渡航については、到着後に長期の隔離なしにイスラエルから渡航することが可能となっていますが(下記3(2)参照)、「グリーン国」と指定された国全てがイスラエルからの渡航者に対する制限を緩和し、又は撤廃しているわけではありません。渡航しようとする国に関する最新のガイダンスと制限を必ず入手してから渡航計画を立てる必要があります。

(2)イスラエル出国前24時間以内に、オンラインでクリアランスを送信する必要があります。クリアランスのデジタルコピー又はハードコピーを保管(できれば両方)し、空港への入構時、及び航空便搭乗時に、航空券と一緒に持っておく必要があります。

【参考1】Outbound passenger clearance 及び送付フォーム

<https://www.gov.il/en/service/request-depart-from-israel-covid19>

<https://govforms.gov.il/mw/forms/ExitFromIsrael@health.gov.il?displang=en>

#### 2 渡航先国からイスラエルへの再入国

(1)渡航先国が「グリーン国」であるか又は「レッド国」であるかに関係なく、イスラエルに在留する外国人は、渡航先国からイスラエルへ再入国するためには、従来と同様、イスラエル国内の在留地最寄りのイスラエル内務省支所にある入国管理局との間で手続を進める必要があります(当館発「イスラエル在留邦人が渡航可能な国及び渡航に当たっての留意点(2020年7月17日現在)」参照)。渡航前も含め十分余裕を持って(再入国の予定日が決定した後直ちに)入国管理局に連絡の上、最新の規制内容を確認しながら再入国手続を進めておくことをお勧め

します。

【参考2】在イスラエル日本大使館からの新型コロナウイルス関連最新情報

[https://www.israel.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/corona\\_jouhou.html](https://www.israel.emb-japan.go.jp/itpr_ja/corona_jouhou.html)

(2) 上記2(1)に加え、イスラエルへの帰路航空便の出発前 24 時間以内に、オンラインでクリアランスを送信する必要があります。クリアランスのデジタルコピー又はハードコピー(できれば両方)を保管し、航空便搭乗時、及びイスラエル再入国時に提示する必要があります。

【参考3】Inbound passenger clearance 及び送付フォーム

<https://www.gov.il/en/service/request-entry-to-israel-covid19>

<https://govforms.gov.il/mw/forms/Quarantine@health.gov.il?displang=en>

(3) 日本を含む「グリーン国」からイスラエルへ入国するイスラエル市民／居住者又は外国人は、イスラエル到着後に隔離の義務は課されません。なお、「グリーン国」を出発し、乗継ぎのために「レッド国」の空港を利用した場合でも、同空港から出ず、かつ乗継時間が 12 時間以内の場合には、同義務は発生しません。

なお、イスラエル政府による国の色分けは定期的に見直されるため、イスラエルへの渡航前に出発国及び乗継国の色を確認する必要があります。

【参考4】グリーン国・レッド国の指定リスト

<https://www.gov.il/en/Departments/DynamicCollectors/green-red-countries?skip=0>

(4) 「レッド国」からイスラエルへ入国する者(再入国が許可された者)については、上記2(1)及び(2)に加え、隔離フォームの提出が必要になります。イスラエル再入国後は、公共交通機関を利用せずに自宅に移動して 14 日間の自己隔離を行うことが求められます。

【参考5】Home / Motel Isolation Self-Report (※上部の地球儀アイコンで言語の切替えが可能)

<https://govforms.gov.il/mw/forms/HouseIsolation%40health.gov.il>

(5) イスラエル再入国後、新型コロナウイルスに関連する症状が見られる場合、MDA 救急医療サービスホットライン(101)又は保健省ホットライン(\* 5400)に連絡する必要があります。また、搭乗便の乗客がイスラエル入国後に新型コロナウイルスに感染していることが判明した場合は、保健省からの案内に従って下さい。

【参考6】感染源のトラッキングサイト(フライト) (※上部で言語の切替えが可能)

<https://coronaupdates.health.gov.il/corona-updates/grid/flight>

### 3 国別情報

#### (1) 日本

ア ルフトハンザ(<https://www.lufthansa.com/il/ja/homepage>)がテルアビブ・羽田便(フランクフルト経由)、エール・フランス(<https://www.airfrance.co.il/>)がテルアビブ・羽田便(パリ経由)、スイス・インターナショナル・エアラインズ(<https://www.swissair.com/ch/de/>)がテルアビブ・成田便(チューリッヒ経由)、ターキッシュ・エアラインズ(<https://www.turkishairlines.com/en-il/index.html>)がテルアビブ・羽田便(イスタンブール経由)を運航しているようです。また、British Airways([https://www.britishairways.com/travel/home/public/ja\\_jp/](https://www.britishairways.com/travel/home/public/ja_jp/))が11月よりテルアビブ・羽田便(ロンドン経由)を運航予定です。

#### イ 渡航に当たっての手順・留意事項

(ア)日本への入国後は、検疫所長の指定する場所(自宅、事前に自分で確保したホテル等)で入国翌日から 14 日間待機する必要があります。また、その間、空港からの移動も含め公共交通機関(鉄道、バス、タクシー、航空機(国内線)、旅客船等)を使用することはできません。このため、日本渡航前に自身で、日本への入国後に待機する場所と、空港からその滞在先まで移動する手段(公共交通機関以外。家族・親族や勤務先による送迎、自身のレンタカー手配・運転等。)を確保しておいて下さい。

(イ)イスラエルからの入国に制限が設けられている乗継地の空港では、入国を伴わないトランジットエリア内の乗継のみが原則として認められています。これに伴い、乗継地の空港では、預入荷物を一旦ピックアップして再度預け入れることはできない(入国が許可されない)ため、荷物は、テルアビブから日本までスルーチェックインで預け入れるか、機内携行手荷物としておく必要があります。

(ウ)日本到着後、入国に先立ち、空港検疫所において、質問票の記入、体温の測定、症状の確認、抗原検査の受診を行うこととなります。同検査結果が陽性の場合、医療機関への入院又は地方公共団体が指定した宿泊施設等での療養となります。検査結果が陰性の場合でも、入国から 14 日間の待機中は、保健所等による健康確認の対象となります。

到着から入国まで数時間かかる状況が見込まれるほか、予め確保した待機場所がホテルの場合には、検査結果が判明するまで(約 1~2 時間程度)同ホテルへの移動はできず、空港内又は検疫所が指定した施設等で待機する必要があります。詳細は下記【参考7】の厚生労働省ホームページをご参照願います。

(エ)空港からご自身で予め確保した待機場所まで、公共交通機関以外の移動手段(親族等による送迎、レンタカー等)で直行し、入国翌日から起算して 14 日目まで、同場所にて不要不急の外出を控え待機して下さい。

ウ イスラエル再入国後は、自宅で 14 日間の自己隔離を行う必要はなくなりました(10 月 15 日付)が、日本国内の感染状況の推移次第では、イスラエル政府が日本を再度「レッド国」に指定する可能性も排除されませんので、イスラエルへ渡航前にはイスラエル政府の決定に十分ご留意下さい。

#### 【参考7】

在ドイツ日本国大使館ホームページ「航空便運航状況／乗り継ぎ上の留意点」

[https://www.de.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/konsular\\_coronavirus200313-1.html#06koukuubin](https://www.de.emb-japan.go.jp/itpr_ja/konsular_coronavirus200313-1.html#06koukuubin)

在フランス日本国大使館ホームページ「欧州外からのフランス入国に際する留意点／パリでの航空便乗り継ぎに際する留意点」

[https://www.fr.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/coronavirus\\_00029.html](https://www.fr.emb-japan.go.jp/itpr_ja/coronavirus_00029.html)

在スイス日本国大使館ホームページ「スイスにおける新型コロナウイルス感染症」

[https://www.ch.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/coronavirus\\_ja.html](https://www.ch.emb-japan.go.jp/itpr_ja/coronavirus_ja.html)

在イスタンブール日本国総領事館ホームページ「新型コロナウイルス関連最新情報ページ」

[https://www.istanbul.tr.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/kolonasondakika.html](https://www.istanbul.tr.emb-japan.go.jp/itpr_ja/kolonasondakika.html)

在英国日本国大使館ホームページ「

[https://www.uk.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/11\\_000001\\_00050.html](https://www.uk.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00050.html)

厚生労働省ホームページ

ーこれから海外から日本へ来られる方へ、これから海外へ行かれる方へ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00098.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00098.html)

ー水際対策の抜本的強化に関する Q & A

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19\\_qa\\_kanrenkigyuu\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00001.html)

## (2)【原則として隔離なしで渡航可能な「グリーン国」】ルワンダ、ギリシャ

ア ギリシャに関しては、エーゲ航空 (<https://en.aegeanair.com/>) が直行便を運航しているようです。ルワンダに関しては、現時点において当館として直行便の運航を確認できていません。

イ これらの国々を目的地として渡航しイスラエルに再入国する場合には、8月16日以降、原則としてイスラエル再入国後に14日間の隔離を必要とせず渡航できるようになりましたが、事前のPCR検査等、一定の条件を満たす必要があるため、これらの国々の関係機関ホームページ等で最新の規制状況を確認する必要があります。なお、当館にて確認した大まかな規制状況は以下のとおりです。

ギリシャ: 非EU・シェンゲン協定加盟諸国からの入国制限を行っていますが、7月1日以降、日本等の一部の国の居住者に対して入国制限を緩和しています。10月12日付の官報によれば、イスラエル居住者については10月25日まで入国の許可が延長されました(その後延長されるか否かについては要確認)。事前の電子申請に加え、事前に実施したPCR検査結果(陰性)の提出が義務付けられています。

ルワンダ: 事前にPCR検査を実施することに加え、到着後、政府指定のトランジット・ホテルで追加のPCR検査を受け、同結果が出るまでの少なくとも24時間待機することが求められています。

ウ イスラエル国内で海外渡航目的でPCR検査を受けられる医療機関については、以下のリンクをご覧ください。

<https://www.gov.il/en/Departments/Guides/flying-to-israel-guidelines?chapterIndex=4>

### 【参考8】

在ルワンダ日本国大使館ホームページ

[https://www.rw.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.rw.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

在ギリシャ日本国大使館ホームページ

<https://www.gr.emb-japan.go.jp/files/100103333.pdf>

ギリシャ入国事前登録サイト Passenger Locator Form

<https://travel.gov.gr/#/>

※ 上記3(2)以外の「グリーン国」の多くは、①自国民以外のイスラエルからの入国を認めていませんが、一部は②14日間の隔離・ホテル待機等に服することを条件に入国を認めているようです。①の場合は、そもそも当地在留邦人がイスラエルから渡航することはできません。EU加盟国である「グリーン国」(ドイツ、キプロス等)は概ね①の方針をとっている模様ですが、具体的には、個々の「グリーン国」の外務省や出入国管理当局のホームページ等で確認していただく必要があります。

## (3)【「レッド国」の例①】トルコ

ア ターキッシュ・エアラインズ (<https://www.turkishairlines.com/ja-jp/>) がテルアビブ・イスタンブール(IST)便、Anadolu Jet との共同運航便でテルアビブ・アンタルヤ便、ペガサス航空 (<https://www.flypgs.com/en>) がテルアビブ・イスタンブール(SAW)便、テルアビブ・アンタルヤ便を運航しているようです。

イ 入国に当たっての手順・留意事項

(ア)トルコ外務省からの通知によると、外国人の空路、陸路(イランとの陸路国境を除く)及び海路によるトルコへの入国／出国に関する新型コロナウイルス関連の制限は、関係当局により定められた又は定められる予定の対

策に従うことを条件として、解除されています。

(イ)トルコへ入国する者は情報フォームの記入が求められます。本フォームはトルコへのフライト内で搭乗者に配布され、空港到着時にサーマル・カメラとチェックポイントを通過し、感染症の症状が見受けられなければ、同フォームを入国警察官に提出の上、入国することになります(トルコ入国後の検査・隔離は不要)。

ウ 日本国籍保持者による本邦行きフライトへのイスタンブール乗継ぎについても特段の制限は確認されていませんが、PCR 検査の陰性証明が求められるケースも発生しているとのことです(日本政府は日本人に対して同証明は求めています)。本邦以外の国への乗継ぎについては、渡航先国がトルコからのフライト搭乗客の入国を認めるかどうか、事前に航空会社や在トルコの渡航先国大使館／総領事館等へ確認いただく必要があります。

エ イスラエル再入国後は、上記2(4)のとおり、自宅で14日間の自己隔離を行う必要があります。

#### 【参考9】

在トルコ日本国大使館ホームページ

[https://www.tr.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.tr.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

在イスタンブール日本国総領事館ホームページ

[https://www.istanbul.tr.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.istanbul.tr.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

#### (4)【「レッド国」の例②】米国

ア ユナイテッド航空(<https://www.united.com/ja/jp>)がテルアビブ・ニューアーク便、テルアビブ・サンフランシスコ便、テルアビブ・シカゴ便、デルタ航空(<https://www.delta.com/>)がテルアビブ・ニューヨーク便、エルアル航空がテルアビブ・ニューヨーク便を運航しているようです。

イ 米国への入国に当たっては、電子渡航認証システム(ESTA)による事前のオンライン申請・認証等の従来からの手続きに加え、入国後 14 日間、自宅等で待機の上、健康状態を観察し、周囲の者と距離を置くこと(social distancing)が求められます。

ウ イスラエル再入国後は、上記2(4)のとおり、自宅で14日間の自己隔離を行う必要があります。

#### 【参考10】

在アメリカ合衆国日本国大使館ホームページ

[https://www.us.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.us.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

在ニューヨーク日本国総領事館ホームページ

[https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

在サンフランシスコ日本国総領事館ホームページ

[https://www.sf.us.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.sf.us.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

State & Territorial Health Department Websites

<https://www.cdc.gov/publichealthgateway/healthdirectories/healthdepartments.html>